大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行細則(平成16年規則第18号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成 26年条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるも のとする。

(許可申請)

- 第2条 条例第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、風致地区内行為 許可申請書(様式第1号)に、次に掲げる図面等を添えて市長に申請しなければな らない。
 - (1) 別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に定める図面等
 - (2) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る行為を許可したとき は風致地区内行為許可書(様式第2号)を、不許可としたときは風致地区内行為不 許可通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(許可を受けることを要しない公共的団体)

- 第3条 条例第3条第4項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)独立行政法人森林総合研究所
 - (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - (3) 独立行政法人高齢·障害·求職者雇用支援機構
 - (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
 - (5)独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - (6)独立行政法人水資源機構
 - (7)独立行政法人国立病院機構
 - (8) 独立行政法人環境再生保全機構
 - (9) 独立行政法人都市再生機構
 - (10) 長野県住宅供給公社
 - (11) 長野県道路公社
 - (12) 長野県土地開発公社
 - (13) 大町市土地開発公社

(協議)

第4条 条例第3条第4項後段の規定による協議をしようとする者は、風致地区内行

為協議書(様式第1号)に、第2条第1項各号に掲げる図面等を添えて協議しなければならない。

(届出)

第5条 条例第4条第2項の規定による届出をしようとする者は、風致地区内行為届出書(様式第1号)に、第2条第1項各号に掲げる図面等を添えて届け出なければならない。

(通知)

第6条 条例第5条後段の規定による通知は、風致地区内行為通知書(様式第1号) に、第2条第1項各号に掲げる図面等を添えて行わなければならない。

(変更許可申請)

- 第7条 条例第7条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、風致地区 内行為変更許可申請書(様式第4号)に、次に掲げる図面等を添えて市長に申請し なければならない。
 - (1) 別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に定める図面等(当該変更に係るものに限る。)
 - (2)その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る変更を許可したときは風致地区内行為変更許可書(様式第2号)を、不許可としたときは風致地区内行為変更不許可通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。 (許可行為の中止)
- 第8条 条例第8条の規定による中止の届出をしようとする者は、風致地区内行為中止届出書(様式第5号)に現況写真を添えて届け出なければならない。

(承継の届出)

第9条 条例第9条第2項の規定による継承の届出をしようとする者は、風致地区内 行為承継届出書(様式第6号)により届け出なければならない。

(許可行為の完了)

第10条 条例第10条の規定による完了の届出をしようとする者は、風致地区内行 為完了届出書(様式第7号)により届け出なければならない。

(処分の決定の通知)

第11条 市長は、条例第11条第1項の規定による許可の取消しその他の処分を決定したときは、処分決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(身分証明)

第12条 条例第12条第2項の規定による立入検査等を行う者の身分を証する証明書は、身分証明書(様式第9号)によるものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第2条、第7条)

| 別表(第2条 | :、 | | t — tata |
|--------|----------|------------|-------------------|
| 行為の区分 | 図面等 | | |
| | 図面等の種類 | 縮尺 | 図面等に明示すべき事項 |
| 条例第3条 | 位置図 | 2,500 分の 1 | 縮尺、方位、行為地及び道路その他 |
| 第1項第1 | | | の目標となるもの |
| 号に掲げる | 敷地求積図 | | 求積を行う上で必要となる距離及 |
| 行為 | | | び敷地面積計算表 |
| | 配置図 | 500分の1以上 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に |
| | | | 接する道路の位置及び幅員、敷地内 |
| | | | の建築物その他の工作物(以下「建 |
| | | | 築物等」という。) の位置並びに建 |
| | | | 築物の外壁又はこれに代わる柱の |
| | | | 面から敷地境界線までの距離 |
| | 各階平面図 (建 | 200分の1以上 | 縮尺、方位及び建築面積計算表 |
| | 築物に限る。) | | |
| | 立面図(建築物 | 200分の1以上 | 縮尺、建築物の高さ並びに屋根及び |
| | に限る。) | | 外壁の色彩及び仕上げの仕様 |
| | 構造物(工作物 | 200分の1以上 | 縮尺並びに工作物の高さ、色彩及び |
| | に限る。) | | 仕上げの仕様 |
| | 植栽計画図 | 500分の1以上 | 縮尺、方位、木竹の位置、樹種及び |
| | | | 本数並びに緑地面積計算表 |
| | 現況写真 | | 行為地及びその周辺 |
| 条例第3条 | 位置図 | 2,500 分の 1 | 縮尺、方位、行為地及び道路その他 |
| 第1項第2 | | | の目標となるもの |
| 号、第4号 | 敷地求積図 | | 求積を行う上で必要となる距離及 |
| 及び第5号 | | | び敷地面積計算表 |
| に掲げる行 | 現況平面図 | 500分の1以上 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に |
| 為 | | | 接する道路の位置及び幅員並びに |
| | | | 木竹の位置、樹種及び本数 |
| | 計画平面図 | 500分の1以上 | 縮尺、方位、敷地の境界線、土地利 |
| | | | 用計画及び行為を行う面積 |
| | 断面図 | 500分の1以上 | 縮尺、現況及び計画の断面並びに切 |
| | | | 土及び盛土ののりの高さ及び保護 |
| | | | の方法 |
| | 植栽計画図 | 500分の1以上 | 縮尺、方位、木竹の位置、樹種及び |
| | | | 本数並びに緑地面積計算表 |
| | 現況写真 | | 行為地及びその周辺 |
| 条例第3条 | 位置図 | 2,500 分の 1 | 縮尺、方位、行為地及び道路その他 |
| I | I | Į. | 1 |

| 第1項第3 | | | の目標となるもの |
|-------|-------|-------------|------------------|
| 号に掲げる | 敷地求積図 | | 求積を行う上で必要となる距離及 |
| 行為 | | | び敷地面積計算表 |
| | 現況平面図 | 500分の1以上 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に |
| | | | 接する道路の位置及び幅員並びに |
| | | | 木竹の位置、樹種及び本数 |
| | 計画平面図 | 500分の1以上 | 縮尺、方位、敷地の境界線並びに伐 |
| | | | 採又は植栽する木竹の位置、樹種及 |
| | | | び本数 |
| | 現況写真 | | 行為地及びその周辺 |
| 条例第3条 | 位置図 | 2,500 分の 1 | 縮尺、方位、行為地及び道路その他 |
| 第1項第6 | | | の目標となるもの |
| 号に掲げる | 配置図 | 500分の1以上 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に |
| 行為 | | | 接する道路の位置及び敷地内の建 |
| | | | 築物等の位置 |
| | 立面図 | 200分の1以上 | 縮尺並びに屋根及び外壁の色彩及 |
| | | | び仕上げの仕様 |
| | 現況写真 | | 行為地及びその周辺 |
| 条例第3条 | 位置図 | 2,500 分の 1 | 縮尺、方位、行為地及び道路その他 |
| 第1項第7 | | | の目標となるもの |
| 号に掲げる | 敷地求積図 | | 求積を行う上で必要となる距離及 |
| 行為 | | | び敷地面積計算表 |
| | 現況平面図 | 500 分の 1 以上 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に |
| | | | 接する道路の位置及び幅員並びに |
| | | | 木竹の位置、樹種及び本数 |
| | 計画平面図 | 500分の1以上 | 縮尺、方位、敷地の境界線、堆積物 |
| | | | の位置及び種類並びに行為を行う |
| | | | 面積 |
| | 断面図 | 500分の1以上 | 縮尺、現況及び計画の断面並びに堆 |
| | | | 積物の高さ |
| | 植栽計画図 | 500分の1以上 | 縮尺、方位、木竹の位置、樹種及び |
| | | | 本数並びに緑地面積計算表 |
| | 現況写真 | | 行為地及びその周辺 |